

障がい者の工賃・賃金向上について

R7.5.30 社会参加班

工賃向上計画について

- ◆ 障がい者ができる限りその能力や適性を活かし、地域で自立した生活を送るため、福祉的就労の場である就労継続支援B型事業所の工賃水準の向上を図ることを目的として策定
- ◆ 都道府県及び各就労継続支援B型事業所は、国通知の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（※平成24年4月11日施行、令和6年3月29日一部改正）に基づき、平成24年から3年ごとに工賃向上計画を策定

「工賃向上計画」による取組の必要性など

- ◆ 平成23年度まで「工賃倍増5か年計画」に基づき工賃向上を目指したが、十分な成果が得られなかったため、平成24年度以降は3年ごとに「工賃向上計画」を策定。
- ◆ 平成25年4月「障害者優先調達推進法」施行され、国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品・役務の調達促進を図る。
- ◆ 令和6年度の報酬改定により、平均工賃月額に応じた報酬体系の見直し、高い工賃区分の基本報酬単価を引き上げ、低い工賃区分の基本報酬単価を引き下げ、目標工賃達成時の評価（目標工賃達成加算）の新設。
- ◆ 計画に基づいた継続的な取組が必要であるため、令和6年度以降も「工賃向上計画」を策定。
- ◆ 目標達成に向けた取組を進めるためには、事業所の管理者が率先して取り組むことが重要。
- ◆ 県は、具体的な支援策を計画に盛り込み、事業所の取組が効果的に実施されるよう支援。
- ◆ 市町村は、市町村の協議会を活用し、障害者の仕事創出や工賃向上を支援。

工賃向上計画について

熊本県工賃向上3か年計画

- ◆ 熊本県では「熊本県工賃向上3か年計画」を策定しており、第4期計画が令和5年度に終わり、令和6年10月に令和6年度～令和8年度を計画期間とした「第5期熊本県工賃向上3か年計画」を策定

県 (単位: 円)

	第4期 (令和3年度～令和5年度)			第5期 (令和6年度～令和8年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
工賃月額 (目標)	15,600	15,900	16,200	21,398	22,147	22,922
工賃月額 (実績)	15,760	16,296	21,108	—	—	—

実績伸び率	3.4%	29.5%	目標伸び率	3.5%	3.5%
-------	------	-------	-------	------	------

全国 (単位: 円)

	第4期 (令和3年度～令和5年度)			第5期 (令和6年度～令和8年度)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
工賃月額 (実績)	16,507	17,031	23,053	—	—	—

	3.2%	35.4%
--	------	-------

※令和5年度の実績は、令和6年度の報酬改定による工賃算出方法変更により大幅に増額

第5期 (R6～R8) の取り組み

経営・運営に関する知識や技術の向上支援
(研修会、セミナー)

安定かつ継続した請負作業の確保に向けた支援
(商談会、民間企業への「お試し発注」支援、農福連携コーディネーターの設置、優先調達
の推進、共同受注の推進)

より魅力的な商品開発や販路開拓、効果的なPRに向けた支援
(販売会、アドバイザー派遣、優先調達及び
共同受注、ふるさと納税の活用)

他機関等との連携による販路等の開拓及び品質等の向上支援
(農業分野との連携支援、商工分野との連携、
地域連携)

障害者優先調達について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成25年4月1日施行)

- ◆ 物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。
- ◆ 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業所に配慮する等、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。
また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。
- ◆ 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針（調達目標含む）を作成・公表するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

熊本県障がい者優先調達推進方針 (平成25年度以降、毎年度策定)

令和7年度熊本県障がい者優先調達推進方針

- 【目標】前年度（令和6年度）実績額を上回ること
- 【一部変更】調達の対象品目の役務に「電子化作業」を追記

市町村、地方独立行政法人の 調達方針作成率（令和6年3月31日時点）

	作成率	未作成
平成25～28年度	100%	
平成29～30年度	97.0%	1市町村
令和元年度	100%	
令和2～3年度	93.3%	3市町村
令和4年度	97.8%	1市町村
令和5年度	100%	
令和6年度	95.6%	2市町村

障害者優先調達について

令和5年度 熊本県優先調達実績

37,915,014円（276件）

【主な内訳】

・印刷（報告書、ポスター、パンフレット、封筒等）	22,657,469円（107件）
・清掃、施設管理（希望の里管理、空調機空冷チラー圧縮機交換、畳表替え等）	5,376,844円（9件）
・小物雑貨（トイレットペーパー、額縁等）	4,761,910円（134件）
・その他の役務（議員選関係点字制作、音声制作等）	3,778,898円（24件）
・その他の物品（せき板、消耗品）	1,339,893円（2件）

【目標】前年度（令和4年度実績額31,531,952円）を上回ること

【結果】達成 ※令和6年度実績は、6月に調査依頼予定

地方自治法施行令（第167条の2第1項第3号）

⇒地方公共団体の規則で定める手続きにより、障害者支援施設等からの物品・役務の調達に関する随意契約が可能

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領

障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体、就労訓練事業者、新商品販売者からの物品等の調達を円滑に行うため、熊本県会計規則第93条の限度額に関わらず、随意契約で物品又は役務が調達できる制度

- ・1件当たりの予定価格が10万円を超える随意契約
- ・事前に発注の見通し、契約締結前後を公表
- ・名簿に登録されている各施設が提供可能と示している物品・役務が対象（現在179施設が登録）

優先調達推進法に基づく行政文書のデジタル化作業について

国立国会図書館の蔵書のデジタル化業務の紹介

- ◆ 国立国会図書館は、コロナウイルスの感染拡大で開館を制限せざるを得なくなったことを機に、蔵書のデジタル化を進めている。
- ◆ 業務を日本財団が受託し、全国8カ所の障害者就労支援事業所に再委託する形で、2021年に事業がスタートし、障害者が業務の担い手となることで新たな活躍の場が生まれており、工賃アップも期待されている。
- ◆ 2025年度は、13カ所の障害者施設が、約1千万コマを分担して受託。
- ◆ 各障害者施設では、届けられた本の状態を確認した後にスキャニング。取り込んだ画像をモニターで点検し、サムネイル・目次を入力し、納品する。
- ◆ 劣化している本もあるため、慎重に扱い、スキャニングもズレやほこりが入らないよう丁寧な作業が求められるため、黙々と集中してできる人に適している。
- ◆ 業務に不可欠な耐火書庫（約2000万円）、スキャナー（1台約500万円）などに要する経費は日本財団が各事業所に助成。

国立国会図書館の蔵書デジタル化参加施設の配置

現在:8ヵ所(2024年度) → 計画:13ヵ所(2025年度)



デジタル化の種類により異なる主な使用機材

図書資料



ScanEVA S0650A/SE5000G

ブックスキャナー:

本を裁断せずに、裏返ことなくスキャンしてデータ化・電子化でき、貴重な資料の破損や劣化を防ぎつつ作業可能なスキャナーです。

行政文書



RICOH fi-7700



KURABO K-IS-A0FIV

ドキュメントスキャナー:

ADFによる高速搬送や自動水平補正機能等により大量の文書の連続スキャン(片面140枚/分)が可能です。

図面スキャナー:

A0サイズまでの図面や印刷物、和紙公図、地籍図、美術品などの原稿を傷つけることなく、高精細(1000dpi)かつ高速で1ショット撮影が可能。

広がるデジタル化のニーズ - 様々なデジタル化(図書資料と行政文書)

図書資料



行政文書



地図、図面、パンフレット、相談記録、会議資料、手順書(マニュアル)、契約書、申請書、郷土歴史文書、写真、マイクロフィルムなど

熊本県における農福連携推進の取組み

(1) 農福連携コーディネーター事業

<令和6年度の取組>

○コーディネーター（1人）を障がい者支援課に配置

① マッチング

・農業者と福祉事業所とのマッチングを支援

② 福祉事業所の新規開拓

・お試し体験の調整・実施
・自立支援協議会等を活用した圏域での開拓と連携
・農福連携に取り組む事業所からの新規開拓

③ 一体的な支援

・農業側の農福窓口との連携・協働

▼マッチングの推移

(件)	R1	R2	R3	R4	R5	計
マッチング契約件数	11	35	50	42	74	212
新規福祉事業所数	11	15	12	10	19	67

参考：就労継続支援事業所数 424事業所(A型：166 B型：258)／R6.4.1現在

(2) 農業アドバイザーの派遣

<令和6年度の取組>

○農業技術指導及び農福連携の取組に係る課題解決等

・農産物の栽培又は加工、六次産業化等に取り組む福祉事業所のうち、希望する福祉事業所に、目的に応じた農業アドバイザーを派遣

(3) 研修会・セミナー開催

<令和6年度の取組>

○福祉事業所へ農福連携に関する研修会を実施(優良取組事例紹介等)

(4) 農産物販売会の開催

<令和6年度の取組>

○大型商業施設での販売会を実施(ゆめタウンはません)

○農業フェアへの出展

【農作業による福祉的な効果】

近年の研究では、農作業によって、心理的・身体的ストレスの改善、集中力や自己肯定感、自信の向上、肥満傾向や睡眠障害の改善、認知機能の回復、対人交流頻度の上昇等の心身の健康等にプラスの効果がある可能性が示唆されている。

※農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）より

【福祉的ケアへの取り組み】

農作業等を通じて、障がいのある方たちが達成感・充実感を得る、社会に対する貢献を認識する、あるいは活気を取り戻す等、福祉的ケアの機会の創出と障がい者の活躍につながる取組みを推進。

▶ 熊本県農福連携推進会議（事務局：障がい者支援課）

農業分野

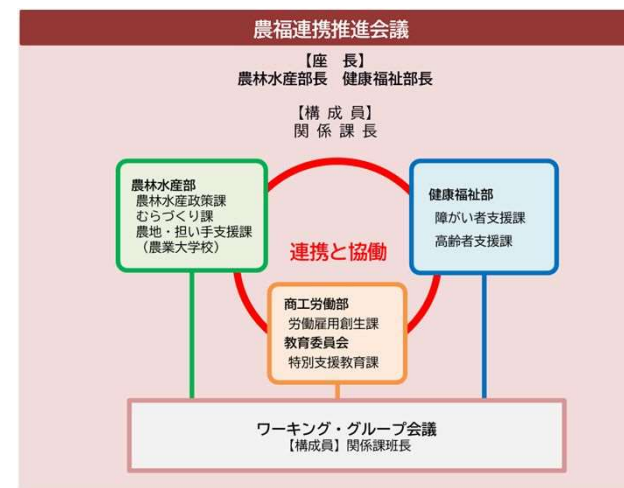
喫緊の課題である労働力不足の解消や労働環境の改善を推進し、本県農業の生産力維持・拡大を図る。

福祉分野

福祉的ケアの効果が高いと言われる農業分野への就労機会の拡大等を通じ、障がい者等の経済的自立・社会参加の促進や、高齢者の活躍の機会の拡大を図る。

方針

自立をめざす障がいのある方々と農業との結びつきを促進し、Win-Winの関係となるよう持続できる取組みを支援し、地域に暮らす障がい者や高齢者等が多様な形で経済活動に参画する地域共生社会の実現と農業分野における人材確保を目指す。



Ⅲ-4-③ 障がいのある方の自立支援に係る取組み

【社会の多様性】

予算額37百万円(29百万円)

【障がい者支援課、担い手支援課】

- 障がい者の自立支援・社会参加の促進に向け、それぞれの特性に合わせた各種取組みを推進するとともに、各種支援と連動する手帳の交付についても、審査の迅速化により利便性向上を図る

1 くまもと障がい者社会参加DX推進事業【障がい者支援課】

<現状・課題>

- 社会において情報通信技術（ICT）の活用が進む中、障がい者向けのICT支援の取組みが不足
- 障がい者のICTの利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、円滑な情報アクセスの支援により、障がい者の自立支援と社会参加の促進が必要

<事業概要>

- 全体事業費：4百万円
- 事業内容：障がい者等の自立と社会参加の促進を目的として、障がい者からのICTに関する相談対応、利用機会の拡大、活用能力の向上を図るための支援拠点（障がい者ICTサポートセンター）を設置する
- 負担割合：国1/2、県1/2 ○ 事業主体：県
- 事業期間：令和7年度～



2 工賃向上による自立応援支援事業【障がい者支援課】

<現状・課題>

- 障がい者の一般就労の訓練の場である就労継続支援事業所においては、工賃（賃金）の格差が大きく、A型事業所においては、評価項目改定により経営改善対象となる事業所が増加

<事業概要>

- 全体事業費：3百万円
- 事業内容：工賃向上計画に基づき、研修や専門家派遣等による事業所支援のほか、民間企業への「お試し発注」支援や他分野等と連携した支援体制構築等、より幅広い工賃向上支援を実施
- 負担割合：国1/2、県1/2 ○ 事業主体：県 ○ 事業期間：平成24年度～

3 農福連携による自立応援支援事業

【障がい者支援課、担い手支援課】

<現状・課題>

- 地域での就労機会の拡大と農作業等を通じた福祉的ケアの機会創出、農業生産現場における人手不足の解消が必要

<事業概要>

- 全体事業費：15百万円
- 主な事業内容：
 - (1) 農福連携総合窓口の設置や農福連携コーディネーター（農業、福祉各1名）の連携により、農業者と福祉事業所のマッチングを支援
 - (2) 農産物の栽培又は加工、六次産業化等に取り組む事業所に、目的に応じたアドバイザーを派遣
 - (3) 初めて農福連携に取り組む農業者に対して作業委託等の経費を支援
- 負担割合：(1)国1/2、県1/2（一部）、(2)国1/2、県1/2
- 事業主体：県
- 事業期間：(1)令和元年度～、(2)平成28年度～、(3)令和6年度～

4 療育手帳出張判定事業【障がい者支援課】

<現状・課題>

- 療育手帳に係る判定は、県内2カ所（熊本市を除く）で実施しているが、近年申請者数が急増している

<事業概要>

- 全体事業費：15百万円
- 事業内容：療育手帳交付申請者の利便性向上のため、県内全域で出張判定を実施
- 事業主体：県 ○ 事業期間：令和7年度～

※上記のほか、令和7年度新規・拡充として、障がい福祉担い手育成・確保事業7百万円があり、これにより、強度行動障がい者への支援体制充実やピアサポート活動充実のための人材の育成を実施。